

災害時における自動販売機内の飲料水無償提供について

湖西市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付で締結した行政財産目的外使用許可書に基づき設置した自動販売機内の飲料水無償提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、湖西市内において地震等の大規模災害が発生した場合、その初期に乙が甲に自動販売機内の飲料水を救援物資として提供することですみやかに被災者への支援を行うことを目的とする。

（対象物件）

第 2 条 この協定の対象となる自動販売機は下記のとおりとし、許可期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

名称	所在地	設置台数
湖西市北部地区多目的研修集会施設	湖西市太田 458 番地の 1	1 台

（無償提供の実施）

第 3 条 湖西市内において、地震、水害等の大規模災害が発生し、甲の災害対策本部が設置された場合において、甲から乙に物資無償提供の要請があったときは、乙は自動販売機の在庫品を甲に無償提供するものとする。

また、甲が必要と判断した場合無償提供するものとし、後日電話、書類等で連絡することができることとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定の履行に関して必要な経費は乙の負担とする。

（協定の有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は第 2 条により指定された物件の許可期間と同じとする。

（その他）

第 6 条 この協定に関し疑義がある事項または、定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡県湖西市吉美 3268 番地

湖西市長 田内 浩之

乙